

# 国連体系と国連軍司令部

写真家 李時雨  
訳 鄭永寿

## 目次

( 1 ) 蓄積	
( 2 ) 国連体系	1アメリカ統合軍司令部
( 3 ) 国連軍司令部	2国連旗
1 ) 平和の破壊	3報告書
2 ) 勸告	4 ) 駐韓国連軍司令部と日本
3 ) アメリカ統合軍司令部の設置	( 4 ) 結論に代えて

## ( 1 ) 蓄積

権力と資本の蓄積体系から話をはじめよう。カール・シュミット ( Carl Schmitt ) は、「主権者は法の外にありながらも依然と法の中にいる者として、即ち、憲法を完全に効力停止させるべきかそうではないかを決定する場にいる者」と定義する。法の外にある「例外状態」は法で規定できない。もっぱら主権者だけが例外状態を決定することで法の境界を規定する。このように法秩序は規範ではなく決定に基づく。主権の本質は強制や支配の独占ではなく、決定の独占にあるのだ。<sup>1)</sup> 「決定 ( Entscheiden ) 」は、シュミットの独創的な概念である。決定は具体的状況を例外に規定しながら、正常と分割することを前提とする。

「決定」概念をより立ち入って解釈するために、ヘーゲルの「規定」概念に代入してみよう。<sup>2)</sup> 例外状況は正常状況の他者である。例外を規定するということは、正常の限界を定めることであり、正常は恒常的なものではなく変化しやすい

<sup>1)</sup> Carl Schmitt. *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2版 ( Berlin: Duncker & Humblot, 1934 ) / キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』( ソウル: GB, 2010 )、pp. 18、22、25、16 参照。

<sup>2)</sup> ヘーゲル『大論理学 I - 存在論』の最初の章は質であるが、またのタイトルを規定性ともいう。論理学の出発における規定の重要性が分かる。規定はまた「現存在」の章で反復されるが、その論理展開の流れは次の通りである。現存在自体 - 契機 ( 外他存在, 对他存在, 即自存在, 観念性 ) - どのようなもの - 限界 - 規定性 ( 規定, 性質, 質 ) - 変化 ( 変化と性質, 当為と制約, 否定 ) - 有限と無限 - 有限と無限の相互規定 - 無限の自身への復帰。G. W. F. Hegel, *Wissenschaft der Logik, Gesammelte Werke band 11*, ( Hamburg: Felix Meiner Verlag, 1978 ) / イム・ソクチン訳『大論理学 ( 1 ) 存在論』( ソウル: チハク社, 1983 )、pp. 119-114 参照。

性質、ただの属性に転落する。このようにして正常は当為として残り、結局例外状態によって否定される。いまや正常は有限(者)であり、例外は無限(者)である。しかし有限と無限とは相互規定されるものであって、例外は正常に、正常は例外になる。ヘーゲルの論理に倣うと、例外もまた永久不変な独立性を付与されたものではなく、変化の契機に過ぎない。しかしシュミットにとっての矛盾の解消は、ヘーゲルと違って概念の展開によるものではなく、人間の決断、実践によって果たされる。<sup>3)</sup>ここに違いがある。決定がなされるためには決定の権限が前提となり、権限はまた能力を前提にしなければならない。主権者は権限と能力を持ち合わせなくてはならない。主権者の合法性と正当性は、法と秩序によって表現されるのだから、権力は、法とともに循環する輪を形成する。法1-権力-法2の循環は、法を強化する輪であり、権力1-法-権力2の循環は、権力を蓄積させる輪である。ふつう、前者は法治、後者は人治となる。

一方、主権者の例外状況の決定から権力を蓄積する方法は、資本の蓄積方法にも適用できる。原始的(本源的-本文中の())内は訳者注、以下同じ)蓄積を前提として、資本主義的商品生産と交換がなされる。商品1-貨幣-商品2の循環は、消費を強化させる輪であり、貨幣1-商品-貨幣2は貨幣の蓄積、すなわち資本を強化させる輪である。商品-貨幣の交換過程は「命をかけた飛躍」で、主権者の決定のように決断を要求する実践行為である。「決定」が、主権体系確立の歴史的時期を前提するように、「交換」もまた価値を生産する商品、すなわち労働力を購買することができる資本主義生産様式を前提とする。<sup>4)</sup>

資本蓄積であれ権力蓄積であれ、蓄積の本質は差別性と独占にある。人より多い蓄積だけが差別的支配力をもつ。他と同等な蓄積はもはや蓄積ではない。貨幣は商品との循環の輪から離脱した時、蓄積される。しかし商品を購入できない貨幣はもはや貨幣ではないので、再度商品の購買という循環の輪に入ってこなくてはならない。<sup>5)</sup>マルクスはこれを守銭奴と資本家の差と説明した。資本家は、商品-貨幣の循環の輪の外に存在し、かつ、中にいる者である。権力もやはり法の外に存在する時、蓄積される。しかし、法の中にいなくては権力は意味がない。したがって「主権者は、法の外にありながらも依然と法の中にいる者である」<sup>6)</sup>。最高権力は国内的には主権として、国際的には覇権としてあらわれる。国連体系に至るまでの近代国際体系を作動させた動力は、権力と資本の蓄積体系である。<sup>7)</sup>

<sup>1)</sup> このような方法はマルクスの『政治経済学批判要綱』と『資本(論)』の差でもある。マルクスは『要綱』においては、ヘーゲル論理学の概念展開にそって「自然に解消される矛盾」として資本を叙述している。しかし『資本』では、彼の有名な言葉のように、ヘーゲルのそれを逆に転倒させ、概念ではなく実践による矛盾の解消として、資本を叙述している。

<sup>2)</sup> 資本主義的生産を形成するためには、片方の極では、貨幣の集中、反対の極では「自由な」労働者の集中をもたらす歴史的前提が必要である(M. M. ロゼンターリ、韓国哲学思想研究会弁証法分科訳『マルクス政治経済学の弁証法的方法』2〔ソウル：理論ゲア実践、1989〕、p. 192)。

<sup>3)</sup> 商品-貨幣-商品の循環回路から離脱した時、貨幣は蓄積される。しかし商品を購入できない貨幣はもはや貨幣ではない。蓄積された貨幣が資本になるためには、蓄積のために、離脱と共に循環回路のなかに再進入しなくてはならない。すなわち貨幣は循環過程の外にいても中にいなくてはならない。循環から離脱することのみ蓄積される貨幣はしかし循環のなかにいなくてはならない(ヤン・フィソク『価値の弁証法と形而上学』、『マルクスの方法論と価値論』、〔ソウル：ハンウル、2000〕、p. 76)。

<sup>4)</sup> Carl Schmitt. *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2版(Berlin: Duncker & Humblot, 1934)/キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』(ソウル：GB、2010)、pp. 18参照。

<sup>5)</sup> 権力と資本の緊密な関係はマルクスをはじめ多くの学者が強調してきたところである。最近、ジョヴァンニ・アリギ

## ( 2 ) 国連体系

近代ヨーロッパ国際体系は、例外状況を決定する主権者による資本の原始的蓄積から始まっている。資本の蓄積は権力の蓄積を前提にし、資本蓄積を通じて権力は再蓄積される。<sup>8)</sup> 1648年のウェストファリア条約によって主権を法的に表した体系が登場した。以降、主権は、国内では最高の権力に深化され、国外では覇権として拡張された。<sup>9)</sup> 国連体系は、近代国家間体系の集積体である。近代国家間体系は四つの契機によって展開されてきた。主権体系、勢力均衡体系、集団安保体系、一国覇権体系がそれである。主権体系は1648年、ネーデルランドのウェストファリア条約 ( Peace of Westfalen ) で、勢力均衡体系は1815年以降のイギリスのヨーロッパ協調体系 ( Concert of Europe ) で、集団安保体系は1919年の国際連盟 ( League of Nations ) と1945年の国際連合 ( United Nations ) で、アメリカの覇権体系はトルーマン・ドクトリンから姿を現していた。<sup>10)</sup> 現在、主権と覇権が一致する国家はアメリカであり、アメリカの覇権体系が国際体系の例外を決定する。集団安保体系を基準に国家間体系を再配置すれば、集団安保 - 主権間体系、集団安保 - 勢力均衡間体系、集団安保 - アメリカ覇権体系となる。国連創設の法的文書たる国連憲章にはこのような間体系が

---

( G. Arrighi ) 『長い20世紀(The Long Twentieth Century)』は、これを集中的に掘り下げた事例である。S. BichlerとJ. Nitzanは『権力資本論 ( Capital as Power ) 』のなかで初めから権力と資本の二分法をこわすことを主張する。

<sup>1)</sup> イタリア都市国家の君主たちが戦争遂行のために発行した債券にみられるように、権力と資本は離すことのできない関係の中で発展してきた。権力が資本であり、資本が権力であった。アメリカが初期国連で発揮した権力は世界最大の債権国という事実と不可分の関係にある。注目すべきは、権力と資本の蓄積がなされる契機は戦争のような危機であるという点である。正常的な状況より、例外状況において権力は逆説的に強化された。例外状態とは、無政府状態や混沌状態とは違うものであるから、法秩序が無くなったとしても依然と法学的意味においてひとつの秩序が存続する。主権体系が誕生する前の30年戦争の間、混沌なヨーロッパ国家間体系に国際法は存在しなかったが、秩序は存在したし、この秩序を決定する権限がネーデルランド連合州に、特に高度金融勢力に付与されていた。資本と権力の相関関係に対して、共産党宣言の有名な文言を想起できる。「ブルジョアジーは自身の姿と同じく世界を創造する」。

<sup>2)</sup> 権力もまた他の権力と、主権もまた他の主権との関係から、一者と多数として関係する。ヘーゲル『大論理学1-存在論』の一つと多数の関係は、一つと他の一つの間で反発と牽引で発展する。他の主権と反発し牽引する過程において主権は量的に蓄積される。この時から主権は、質の概念から量の概念へと転化する。国内の主権に適用されていた「例外状況決定」論は、国家間に適用されたら覇権となる。他の国の運命に対し決定できる権限をもった国家が覇権国となる。

<sup>3)</sup> モデルスキー ( George Modelski ) によると、近代国家間体系は1500年頃に成立されたが、500年の間、世界の指導力 ( word readership ) と世界戦争 ( global war ) が規則的に循環されており、100年程度を周期に国家間体系の循環が反復されたという。これが長周期 ( long cycle ) である。この過程で全四つの国家が支配的な役割を担ってきたという。ポルトガル ( 1500 ~ 16世紀末 ) 、ネーデルランド ( 17世紀 ) 、イギリス ( 18世紀 ~ ナポレオン戦争、1815 ~ 1945 ) 、アメリカ ( 1945 ~ ) である ( Paul R. Viotti and Mark V. Kauppi, *International Relations Theory: Realism, Pluralism, Globalism* (New York: Macmillan, 1987)、p. 59 ) 。長周期論は、世界システム論者のウォーラーステイン ( Immanuel Wallerstein ) やアリギ ( Giovanni Arrighi ) などの著述のなかにも類似点を確認できる。

余すところなく反映されているのである。<sup>11)</sup>

私はこれを国連体系と呼ぶ。集団安保 - 主権間体系は国連憲章の(1章)2条1項の主権平等の条項で、集団安保 - 勢力均衡間体系は国連安保理で、集団安保体系自体は国連総会で、集団安保 - アメリカ覇権間体系は国連憲章8章の集団的自衛権と地域安保機構(機関)の条項で具体化された。

国連憲章の例外は第8章によって作動する。1945年に国連憲章制定会議が開かれた時、アメリカは、国連の権威を失墜させる主導的な役割をした。彼らはモンロー主義に立脚した「地域防衛権」を明文化した憲章の条項をむやみに修正し通過させたが、これは結局あとになって侵略的ブロックを構築する法的根拠に利用された。<sup>12)</sup>

憲章(7章)の51条に「個別的又は集団的自衛の権利」を規定しておいてるのは、安保理や総会の機能の極大化に対する重要な妨害物としてである。<sup>13)</sup>

朝鮮戦争は、初めて軍事的な強制措置が国連の名のもとに取られたという点で国連体系のひとつのピークであったが、国連の法的、集団安保的な理想がアメリカの覇権によって歪曲されることで国連創設の精神をないがしろにしたという点で、衰退が始まるピークでもあった。1945年から1990年までの間に発生した70件を超える主要な戦争は、憲章7章の外に放置されてきた。<sup>14)</sup> それに比して朝鮮戦争は、史上初めて国連の名を冠した軍事的強制措置が成し遂げられたようにみえた。しかしそれはきわめて疑わしいもので、それゆえ国連創設以降、体系内の敵対と亀裂のふり幅が最も大きかった事件のひとつとなった。朝鮮戦争当時、アメリカの権力政治は集団安保機構である国連を表にたて、無秩序状態での覇権(Hegemony)を強化することに成功するが、同時にアメリカ覇権体系を一時後退させる構造までもつくってしまった。アメリカはソ連の拒否権行使を無力化させるために初めから安保理の構造を崩壊させ、総会に力を

---

<sup>1)</sup> チン・ユジョンは次のように論じている。「国連体系は既存のウィーン、ビスマルク、ベルサイユ体制の基本構造と特性を組み合わせた国家間体系といえる。まず、協調あるいは指導体制的な姿は、国連安保理の常任理事国の五大列強に拒否権が与えられることで具体化された。この基本的な枠組みは、冷戦の展開とともに進められた東西間の新しいブロック形成にもかかわらず持続された。同盟体系的な特徴は、ヨーロッパにおけるNATOとワルシャワ条約機構(Warsaw Pack)という軍事同盟の形成・対峙および極東における中・ソ軍事同盟と米・日軍事同盟によって具体化された」(チン・ユジョン「近代国際体系の変化と連続性に関する研究：体系理論と現実主義論の観点から」東国大大学院政治学科博士学位論文、2004、pp. 70、127)。

<sup>2)</sup> シバシヨフ他、米国史研究会訳『アメリカ帝国主義史』(ソウル：国民図書、1989)、p. 188。

<sup>3)</sup> チョ・ギョングン「集団安全保障の理論と実際：韓国戦を通じて考察してみた問題点と平和と安全の維持および回復のための国際連合機能の変遷」高麗大学校政治外交学科碩士論文、1982、p. 34。

<sup>4)</sup> 冷戦期、安保理が武力の使用を許可した例は、朝鮮半島を除いたらローデシアのみである。拘束力のある非軍事的な制裁もまた、わずかに二回採択されたが、ひとつは南ローデシアに対する経済封鎖(1966~1979)であり、もうひとつは1977年南アフリカに課された武器禁輸であった。1962年キューバミサイル危機の際、アメリカは、一次的に米州機構(OAS)の授権によって一方的な封鎖措置(当時アメリカ政府はこれをquarantineと表現)で対応し、ベトナム戦争遂行時には国連総会や安保理の手は及ばなかった。イスラエルとアラブ間の度重なる衝突にも安保理は7章に依拠した制裁を採択するという威嚇だけを繰り返したのみで、実践することはできなかった。ソ連のアフガニスタン干渉(1979~1989)も安保理の注意を引くことはできなかった(キム・デスン『国際法論』第11版(ソウル：サムヨン社、2006)、p. 1086参照)。

付与することにした。国連創設の核心的な当事者であった強大国ソ連を排除し、親米的な弱小国たちと手を結んだのである。これは安保理体制を総会体制に変えるために試みた1950年11月の「平和のための団結(結集)決議」にあらわれた。その結果はどうだったのだろうか。総会体制は図らずも第三世界のヘゲモニーを育てた母胎となった。猫を育てようとして虎を育てた格好だ。その過程で総会会員である国々の主権体系が強化され、アメリカの覇権も揺らぐことになる逆説が生じた。アメリカはヘゲモニーを維持する成果より、もっと残酷な代価を払わなくてはならない場合もあった。朝鮮戦争期間に国連で頻繁に起こったイギリスとアメリカの外交葛藤がそのような代価であった。もちろんこの代価はアメリカが国連で覇権を掌握することで享受する特恵とは比較しえないものである。アメリカの統合軍司令部 (Unified Command) が、国連軍司令部 (United Nations Command) の名を冠して国連の軍隊のように行動できたのは、覇権国が享受した特恵のひとつであった。ギルピン (Robert Gilpin) は次のように説明する。「覇権国家が国際機構のような一種の公共財を提供する理由は、国際経済体系全体の福祉に関心があるからではなく、彼らが選り好む国際レジーム (international regime) が覇権国家の利益を増進させるからである」。<sup>15)</sup>

### ( 3 ) 国連軍司令部

奇形かつ欺瞞にみちた国連軍司令部は、国連体系を構成する各体系要素間の緊密な連関と矛盾、争いと敵対が最も極端的なパターンとしてあらわれた朝鮮戦争の中で誕生した。したがって、その起源と構造のなかには国連体系の敵対矛盾と亀裂が余すことなく圧縮されている。隠蔽・縫合された矛盾と亀裂を表面化させるために、この論文では、国連憲章の解釈をめぐるアメリカの覇権の作動方式に注目したい。憲法解釈は不文法的な性格をもつが、これは解釈を主導する覇権国に立法権力を与える結果に帰着する。安保理決議は、国際法制定の性格をもつ。憲章の解釈権は、すなわち法制定権である。<sup>16)</sup> これは覇権国に、例外を決定できる無制限の権限が付与されたことを意味する。そのうえ権力が法

<sup>15)</sup> Stephen D. Krasner, “Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variable”, 1 in Stephen D. Krasner, ed., *International Organization* 36, Spring 1982, pp.197-199.

<sup>16)</sup> ヘーゲルは、不文法においては結局裁判官が立法者の役割も担うことで法律の普遍性が棄損されると批判する。1919年のドイツ憲法では、第48条に従って大統領が例外状態を宣言できるが、議会が自らの統制下でいつもその解体を要求できる。韓国も、憲法77条5項によって国会在籍議員の過半数の賛成で戒厳解体を要求すれば大統領はこれに従わなくてはならない。このような規制は法治国家的な発展および実践と一致するものだが、この発展と実践はあらゆる権限の分割と相互統制を通じて主権問題を可能な限り遠くに押しだそうとする。しかし法治国家的傾向は、単に例外的権限という前提を規定するものであって、第48条の内容を規制するものではない。この条項はむしろ無制限の全権を授与するものであり、したがって何ら統制なくある決定を下さなくてはならない時、1815年のドイツ憲章第14条の例外的権限が君主を主権者に仕立てたことと同一な方式で、大統領に主権を付与する。自由主義的法治国家でも主権者の決定権限は依然と作動し、より巧妙に隠蔽されている。韓国の戒厳法11条2項は、戒厳解体時は国务会議の審議を経るようになっている。国务会議が、国会の非常事態解体の要求に対し依然と非常事態であると決定すれば、国会の要求は簡単に崩れる。この審議は、政府に例外状況の決定に対する無制限の権限を付与しているのである。ささいなように思えるこのひとつの文言によつて法治主義的規制は、簡単に崩壊されうる。(ドイツ法についてはCarl Schmitt, キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』、〔ソウル：GB、2010〕、p.23参照。韓国法についてはキム・ドヒョプ「戒厳制

的形式を獲得したのでヘゲモニーもずっと効果的に貫徹される。朝鮮戦争勃発後、統合軍司令部創設に至るひと月の間、このような原理は完璧に実現された。朝鮮戦争を例外的状況として決定することに成功したアメリカは、国連のなかでは法的覇権を、国連のそとでは排他的主権を作用させることで、国連の内外における権力の差別的蓄積を成功させた。これからその過程を追っていこう。

## 1) 平和の破壊

1950年6月25日の安保理決議は、北朝鮮の対南敵対行為を「平和の破壊 (a breach of the peace)」をなすものと明記している。侵略行為をなすという表現をアメリカが決議案草案で放棄することで、平和の破壊に修正されたのである。エジプト代表が「侵略行為」は国家間にだけ起こるもので、これは国内的なものではないと、強く反発したからであった。<sup>17)</sup>

憲章は、1条1項に表現されているように平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為を分ける。このような区別は非常に重要である。憲章が述べる「平和」や「国際平和」は国家間の関係である。したがって平和の破壊とは、ひとつの国家と別の国家間の関係において成立することができる。もし北朝鮮当局が国家の政府ではない革命勢力や暴徒であるならば、それゆえ戦争ではなく内乱であるならば、安保理は平和の破壊が存在すると決定することはできない。<sup>18)</sup> 1950年8月11日、ソ連は、朝鮮半島の状態が内乱であり国家間の戦争ではないため、朝鮮半島の国内管轄事項に属し、国連憲章の範囲の外にあると主張した。<sup>19)</sup> ケルゼン (Hans Kelsen) もまた、平和の破壊は国家間の関係にのみ侵されうると主張する。それゆえ、1950年6月25日の安保理決議が北朝鮮を国家または政府と見ないでおきながら、また言えば、朝鮮半島の状態を内乱とみながら平和の破壊があったとしたのは、不当であると指摘する。<sup>20)</sup> 一方、安保理は「平和の破壊」を構成すると決定しただけであって、それに伴う平和の維持 (maintain) や回復 (restore) のための勧告や措置の決定はしなかった。国際平和の「維持」とは、平和の破壊を予防することを意味する。もし平和が壊されるならば、「維持」はできず、もっぱら「回復」のみできる。平和は、侵略の鎮圧ではなく平和に対する脅威を除去することで「維持」されうる。<sup>21)</sup> 6.25決議案は南北朝鮮に対して敵対行為の中止と38度線への撤収を要請している。この二つの要請を、憲

---

度とその改善法案に関する考察』『世界憲法研究』第16巻2号、〔2010〕、pp. 32-33参照)。

<sup>1)</sup> Rosalyn Higgins, *United Nations Peace Keeping, 1946-1967, Documents and commentary II, Asia*(London: Oxford University Press, 1970), p. 161.

<sup>2)</sup> 朝鮮戦争は内戦であり戦争ではないということが482次安保理会議におけるソ連代表によって主張された (U.N. document S/PV. 482, pp. 10, 12)。彼はまた内戦には侵略という概念を適用できないと主張した (U.N. document S/PV. 489, p. 4) : Hans Kelsen. *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p. 930) .

<sup>3)</sup> E. A. Gross, “Voting in the Security Council ; Abstention from Voting and Absence from Meetings”, *Yale Law Journal (Yale. L. J)*, Vol. 60, 1951, p. 210参照。

<sup>4)</sup> Hans Kelsen, *Principles of International Law*, 2nd ed. (New York: Holt, 1967), p. 930. 1945年から1986年まで安保理が憲章39条に依拠し平和の破壊が存在すると決定したのは、朝鮮戦争と1986年のフォークランド戦争のみであった (キム・デスン『国際法論』第11版(ソウル:サムヨン社、2006)、p. 1086)。

<sup>5)</sup> Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*(New York:

章(6章の)第33条2項<sup>22)</sup>の要請や、(7章の)第40条による暫定措置とみるならば、平和の維持や事態悪化の防止がその目的であるといえる。事態悪化の防止は平和の「維持」に該当するのであって、平和の「回復」ではない。また、アメリカの決議案や、安保理で通過した決議案はすべて「軍事衝突(military conflict)」を惹起する憂慮」と言及しただけで、「軍事衝突」が起きたとは断定していない。武力衝突は戦争を含む概念とも、そうでないとも言える。<sup>23)</sup> 平和の破壊や侵略は、軍事衝突が起こった結果として招来されるとみるのが妥当であろう。だが、軍事衝突が惹起される憂慮がある程度の事態に対し、平和の破壊や侵略という概念を適用したことは無理があると言わざるを得ない。また平和の破壊や軍事衝突を惹起する「おそれのある場合」の措置は1条1項や33条などに依拠し、平和的手段による解決を求めなくてはならない。

結局、決議案はアメリカが考えた「侵略」やトリグブ・リー事務総長が考えた「平和に対する脅威」<sup>24)</sup>ではない、

---

Frederick A. Praeger, 1950), pp.13-14参照。平和「維持」の予防的機能は国連の目的として規定された(憲章1章の)1条1項によって成立された。「平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現する」。国連のこのような目的は総会、安保理、国際司法裁判所によって遂行される機構の機能を構成する。かかる機構の機能は、2条3項に「原則」としてあらわれた加盟国の義務と一致する。「すべての加盟国はその国際紛争を(国際的手段によって)国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」(Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*(New York: Frederick A. Praeger, 1950), p15引用)。

<sup>1)</sup> 憲章(6章の)第33条 1. いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。2. 安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する(クスフェ編『北韓研究法典』(ソウル:ヘンボブ社、1966)、p. 873)。33条1項の当事者が選択できる平和的手段、すなわち交戦中止と38度線への撤収を、2項によって安保理が要請したとみることができる。

<sup>2)</sup> 一方、Institut de droit internationalも同概念の定義の重要性を誇張しようとする試みに対する反対の意を強調したことがある(Ingrid. Detter, *The Law of War* [Cambridge: Cambridge University Press, 2000], pp.17-20)。武力使用に関する法(jus ad bellum)および戦時法(現在は通常「国際人道法」という)(jus in bello)は完全に区別されるものではなく、相互に関連するものであるとしても、両者は相違う歴史的背景をもっていることは事実である(Stevan R. Ratner, “jus ad bellum and jus in bello after September 11”, *American Journal of International Law*, Vol. 96, No. 4, 2002, p. 906: 兪琦濬『9/11事態、武力使用、そして国際人道法』『国際法学会論叢』第51巻第2号(通巻105号)、2006、p. 109)。

<sup>3)</sup> トリグブ・リー事務総長は、朝鮮半島の事態を「平和に対する脅威」としてみた。6月25日、リー総長は次のように言及している。「現在の状況は深刻なものであり、これは国際平和に対する脅威である。安保理は私の見解としては、これを扱う適切な組織である」(Text in U.N. document S/PV.473, p.3; U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* Vol. VII Korea [Washington, D.C: U. S. Government Printing Office, 1976], p. 146)。ケルゼンも朝鮮の事態を平和に対する脅威としては決定できるとみていた(Hans Kelsen. *Principles of International Law*, 2nd ed. [New York: Holt, 1967], p. 930)。張勉やはり、25日の安保理会議に参席して行った演

平和の破壊として調停された。平和に対する脅威のもとでも予防的措置は可能ではあった。<sup>25)</sup> 敵対行為の中止と38度線への撤収要請はそのような措置として理解された。しかしアメリカはこれで終わらず二日後の27日、安保理決議案の通過に先立って兵力を派遣した。

このように平和の破壊を決議案の文言として採択したことは、軍事衝突が惹起されるかも知れない憂慮を仮定した状況判断と矛盾するばかりではなく、とられた暫定措置の性格とも全く似合わないものであった。にもかかわらず、平和の破壊を構成するという文言に基いてとられたアメリカの実際の措置は、軍事的強制措置に向かったものである。<sup>26)</sup> 法によるものではなく権力によって例外状況は決定され、その後、法秩序はこの状況を縫合するための装置としてのみ作動した。

## 2) 勧告

1950年6月27日付の安保理決議案の最後の文言は次の通りである。

国連加盟国に対し、武装攻撃を撃退させ国際の平和と安全を回復するために必要となる援助を、大韓民国に提供することを勧告する。<sup>27)</sup>

憲章(7章の)39条は「勧告」と「決定」を区別している。39条内の「勧告」と「強制措置の決定」とは、安保理の互いに異なる二つの機能である。紛争の平和的解決において国連の主要任務は「勧告する」<sup>28)</sup> ことであり、強制的要素を含まな

---

説のなかで平和に対する脅威と定義した。彼の演説要旨は次の通りである。「この度の不法な攻撃は人道と民心に逆らう罪悪であるのみならず、国際平和と安全に対する明白な脅威であることから、貴安保理事会で、侵略者として一切の攻撃を即時中止させ38度線以北に撤退するよう強力に措處してくれることを訴える」。また6月27日、カーク駐ソアメリカ大使が、グロムイコ (Andrej A. Gromiko) ソ連外相を通じてソ連指導層に伝えた覚書にも「平和に対する脅威」と明示している。Based on the Collection of Materials on the Korean Decision in the Historical Office, Department of State(国務省歴史局の韓国決定に対する資料収集特別課所蔵資料): Glenn D. Paige, *The Korean Decision, June 24-30, 1950*(New York: Free Press, 1968), p. 201.

<sup>1)</sup> ケルゼンは、即時交戦中止および38度線への撤収要請は、2条5項の意味の範囲で国連によってとられた強制措置であるとむりやり解釈され得るが、しかしそれらは状況悪化を防ぐための憲章40条の「臨時措置」に限ってとられた「予防」措置として解釈されるのが合理的であろうと、慎重に提示する(H. Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], pp. 92ff, p. 929参照)。

<sup>2)</sup> (2)「国連体系」と(3)「国連軍司令部」の内容の大部分は、李時雨『国連軍司令部』(パジュ: トウルノツ、2013)、pp. 386-391、pp. 621-651から抜粋引用した。

<sup>3)</sup> U.N. document S/1508 Rev 1, June 27, 1950.

<sup>4)</sup> 憲章起草者たちの意図を表現したものとみえるこの「勧告」という言葉には、拘束力ある兵力の同伴が付け加えられていない。国連憲章制定会議でベルギー代表は、「勧告」という言葉の法的効力についてそれを発起した国家らに解釈を求めた。すなわち「勧告」という単語が紛争国と当事者たちの義務が伴うものなのかについてより明確な答えを求めた。アメリカ代表は、言わば強要や強制なきを想定したことを明確化するための意図であると述べた (Cf. also U.N.C.I.O

い。

一方、39条のもとでの強制措置は、安保理によって決定・指示されうるが、実際に勧告されることはない。もし強制措置が安保理によって指示されるならば、すなわち加盟国に拘束力ある「決定」を安保理が行うのならば、それらは39条に言及された強制措置である。41条と42条によって安保理は憲章7章に規定された強制措置をとることができる。仮に安保理が39条のもとで勧告することを望むのならば、強制措置に対する勧告はできず、もっぱら平和的手段だけを勧告することができる。<sup>29)</sup> ケルゼンによるとこれは、1945年の第79回アメリカ議会で採択された「国連参与法」の背景であった。<sup>30)</sup> 国連参与法は、大統領に安保理によって勧告された強制措置の実行に対する権限は与えなかった。この法は、安保理の「勧告」ではない「決定」であったり、「要請」された (Call upon) 41条、42条の措置だけを実行するようにした。<sup>31)</sup> アメリカ政府が憲章によって規定される勧告された強制措置を考慮しなかったため、安保理によって勧告された強制措置に参加する権限だけはアメリカ大統領に与えなかったのである。<sup>32)</sup> このような理由からトルーマン (H. S. Truman) 大統領の朝鮮戦争介入がアメリカ憲法と国連参与法を違反したという主張が提起された。<sup>33)</sup> ケルゼンとともにストーン (J. Stone) もまた、憲章39条の規定の「国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし」というのは平和的手段を勧告することを意味し、強制措置に対する勧告は含まれないため、6月27日の決議で安保理が加盟国に対して対韓軍事援助を勧告したことは憲章に立脚した決議ではないと述べている。<sup>34)</sup>

---

document 1027, III/2/31(I), p.4); Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*[New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.444引用)。

<sup>1)</sup> 憲章39条の勧告 (Recommendation) は、平和的手段の勧告を意味するのか、または強制的手段の勧告まで含んでいるのかという論議では、平和的手段の勧告に限るという見解が次のように多くの学者によって主張されている。Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*(New York: Frederick A. Praeger, 1950), pp.932; Hersch Lauterpacht, *Oppenheim's International Law*, II 7th ed. (London: Longmans, 1972), p164; Ian Brownlie, *International Law and the use of Force by States*(Oxford: The Clarendon, 1963), p.335); Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict*(New York: Rinehart & Company Inc., 1954), p.230; Grenville Clark and Louis B. Sohn, *World Peace through World Law* (Cambridge: Harvard University Press, 1958), p.113; L. M. Goodrich and E. Hambro, *Charter of the United Nations*, 2nd ed. (Boston: World Peace Foundation, 1949), pp.27-28; James Leslie Brierly, *The Law of Nations: an introduction to the international law of peace*, 6th ed. (Oxford: Oxford University Press, 1963), p.394; キム・ミヨンギ『中韓国際連合軍と国際法』(ソウル: 国際問題研究所、1990)、p.20.

<sup>2)</sup> 79th Congress, 1st session, *Public Law*, 246; Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (New York: Frederick A. Praeger, 1950), p.932.

<sup>3)</sup> “United Nations Participation Act”, December 20, 1945, Sec5, Sec6参照 [http://avalon.law.yale.edu/20th\\_century/decad031.asp](http://avalon.law.yale.edu/20th_century/decad031.asp).

<sup>4)</sup> Hans Kelsen. *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.933) .

<sup>5)</sup> Louis Fisher, “The Korean War: On What Legal Basis Did Truman Act?”, *American Journal of International Law*, Vol.89, No.1, January 1995, pp.32-33参照。

国内問題への不干渉の原則を明示した憲章2条7項の立法趣旨からみると、7章の強制措置は、狭義に解釈すると、39条の勧告と40条の暫定措置は除外して、41条に規定された非武装的強制措置と42条の武力的強制措置だけを意味すると解釈しなくてはならないだろう。<sup>35)</sup> そうであるならば、41条と42条を決定しないまま、39条下の勧告のみをもって、朝鮮半島の事態に介入したことは、憲章2条7項に違反することである。その意味で、朝鮮戦争に送られた各加盟国の軍隊は国連の措置ではなく加盟国の自発的な措置にすぎなかった。<sup>36)</sup>

決議案に「勧告」と書き、「決定」と読むことは、湾岸戦争でも再演された。1990年11月29日、イラクのクウェート侵攻に対する安保理決議も、多国籍軍に対する国連加盟国の参与を勧告しただけである。当然、安保理傘下の司令部は設置されたこともなく、したがって多国籍軍の任務終了に対する安保理の決議もなかった。しかし彼らはまるで国連の軍隊のようにふるまった。<sup>37)</sup>

例外の決定が、法とともに循環の輪をつくれれば、秩序という名で慣行となる。憲章のどこにも示されていない慣行が国連体系を構成していく。慣行は、権力の別称だ。決議案の合意をたやすく行うために「勧告」という単語を使い、勧告は慣行的に「決定」の効力をもつものとしてみなされる。例外を決定する権限の壁が低くなり、それだけ権力の蓄積は加速化する。このような権力は1971年のドルの金兌換禁止という例外を決定する前提となり、偽物の貨幣たるドルの覇権維持を可能にさせる蓄積体系を強化させた。衰退の一路にあるアメリカの覇権を依然と維持させる根拠もこのような蓄積体系にある。

### 3) アメリカ統合軍司令部の設置

7月7日午後3時から4時45分まで開かれた第476回国連安保理会議に、イギリスとフランスはアメリカの要請を受諾して、アメリカ主導下の統合軍司令部設置を勧告する決議案を提出した。

安全保障理事会は、北朝鮮の武力による韓国への攻撃は平和の破壊となっていることを決議し、国連加盟国は武力攻撃を撃退し、この地域に国際の平和と安全を回復するために、必要な場合、韓国に対する援助を支援することを勧告しながら、

1. 武力攻撃に対抗し、戦っている韓国を支援し、同時にこの地域に国際の平和と安全を回復するために国連加盟国の政府とその国民が1950年6月25日と27日付決議に約束された即刻的かつ強力な支援を歓迎し、
2. 国連加盟国は、韓国のための援助提供を国連に伝えたことに留意し、
3. 先述した安全保障理事会決議に依拠し、そのほかの援助を提供するすべての加盟国は、このような軍隊とそのほ

<sup>35)</sup> Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict* (New York: Rinehart & Company Inc., 1954), pp. 234-235.

<sup>36)</sup> 李丙朝、李仲範『国際法新講』(8改訂版)(ソウル:一潮閣、1999)、p. 199. 李丙朝は2条7項の但書条項によって、内乱であっても平和に対する脅威、破壊、侵略行為が存在すると認められれば、安保理は強制措置をとれるとみている。しかし李丙朝もそのような例外は41条や42条の強制措置が決定された時だけ可能であるとみる。

<sup>37)</sup> チョ・ギョングン「集団安全保障の理論と実際:韓国戦を通じて考察してみた問題点と平和と安全の維持および回復のための国際連合機能の変遷」高麗大学校政治外交学科碩士論文、1982、p. 75-76参照。

<sup>38)</sup> オ・ユンギョン他『21世紀 現代国際法秩序』(ソウル;パクヨン社、2001)、p. 709参照。

- かの援助をアメリカの統合軍司令部のもとに統合することを許容することを勧告し、
4. アメリカはこのような統合軍の指揮官を任命することを要請し、
  5. 北朝鮮軍に対する作戦過程に参加している国家の国旗とともに国連の旗を使用できる統合軍司令部の裁量権を承認し、
  6. アメリカは安全保障理事会に、統合軍司令部のもとでとった措置手続きに関する報告書を適切に提出することを要請する。<sup>38)</sup>

7月7日の決議案において示された統合軍司令部と国連との関係としては、安保理が創設を勧告した点、国連の旗を使用するという点、安保理に報告した点の三つである。

### 1. アメリカ統合軍司令部

アメリカは決議案草案3項で、「統合軍司令部下」(under unified command)を「アメリカ傘下の統合軍司令部」(to a unified command under the US)に換え、統合軍司令部が国連傘下のものであると誤解されうる余地をなくし、アメリカ傘下の司令部であることを明確化した。「統合軍司令部」よりも「アメリカ」が強調されたのである。安保理議長のノルウェー代表サンデー (Arne Sunde)<sup>39)</sup> は7月6日、アメリカの決議草案<sup>40)</sup> 3項の末尾に「国連のための機構」という単語を追加する意思があるのかを知りたいとした。グロス (E. A. Gross) 大使はそのような校正に反対するとはっきり答えている。<sup>41)</sup> 結局アメリカは、決議案立案の最後の段階まで統合軍司令部が国連の機構として活動することを明確に拒否したかたちだ。合参(合同参謀本部)の合同戦略調査委員会 (JSSC) は7月7日の安保理決議文に指揮上の重要な問題が内包されていることを次のように指摘した。

7月7日付の安保理決議によれば、国連のもとに統合軍司令部を設置せず、また個別的に統合軍司令部と国連の間にはいかなる直接的な関係も明記しなかった。安保理は司令官を指定する義務がなく、報告書の受け取りを想定されているのも司令官ではなくアメリカ政府である。国連安保理とマッカーサー (D. MacArthur) 将軍へとつながるいか

<sup>38)</sup> アメリカ含め賛成7:0、棄権3 (エジプト、インド、ユーゴスラビア)、欠席1 (ソ連) で通過された。U.N. document S/1588; U.N. document S/RES/84(1950); 会議記録はU.N. document S/PV.476を参照 (U. S. Department of State Office of public Affairs. “Text of Resolution in Department of State”, *United States Policy in the Korean Crisis*[Washington: U. S. Government Printing Office, 1950], pp.66-67) .

<sup>39)</sup> サンデー (Arne Sunde) はノルウェーの国連代表で7月の一か月間、安保理の議長であった。*Foreign Relations of the United States 1950*, Vol. VII (Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1976), p. 292.

<sup>40)</sup> ニューヨークに送ったTelegram No.15, July 4, 4 p.m., *Foreign Relations of the United States 1950*, Vol. VII (Washington, D.C.:U.S. Government Printing Office, 1976), p. 300.

<sup>41)</sup> U. S. Department of State, “Memorandum of Telephone Conversation, by the Deputy Director of the Office of United Nations Political and Security Affairs (Wainhouse)” (Washington July 6, 1950), *Foreign Relations of the United States 1950*, Vol. VII (Washington, D.C: U. S. Government Printing Office, 1976), pp. 318-319.

なる指揮系統も決して設けられなかったし、直接的であれ間接的であれいかなる国連機構との通信回線も設置されなかった。報告書はまずもって軍事的性格であることは明らかである。<sup>42)</sup>

合同戦略調査委員会が正確に分析したように、統合軍司令部は国連に設置されなかった。したがって統合軍司令部と国連の間にはいかなる直接的関係もない。すなわち国連とは無関係な機関である。これはまた国連とマッカーサー統合軍司令官の間にはいかなる指揮系統や通信回線も設置されないことで、立証される。7月11日まで合参内部文献では、「安保理決議に応じたアメリカの統合軍司令部 (unified command of United States in response to the UN Security Council)」と表現されていた。<sup>43)</sup> しかし一日たった後、マッカーサーには可能なところではどこでも自身を国連軍総司令官と名乗るようにと指示が下された。<sup>44)</sup> その後続けてマッカーサーは広報や報道で極東軍司令部ではなく国連軍司令部として発表するよう指示をうけた。そして1950年7月25日午後8時50分(ワシントン24日18:50)、マッカーサー司令官は東京の第一ビルの極東軍司令部において、統合軍司令部を公式に設置した。<sup>45)</sup> しかし驚くことに、公式名称は安保理で決議した「統合軍司令部」(Unified Command)ではなく「国連軍司令部」(United Nations Command)であった。誰が名称を変える権限を与えたのか? 彼らは、「勧告」と書き「決定」と読んだことに終わらず、「統合軍司令部」と書き「国連軍司令部」と読むという例外的決定を行ったのである。これもまた、決議案と現実とは別という慣行が蓄積される瞬間であった。

---

<sup>42)</sup> Report by the JSSC to JCS, “Report by the United States Government to the United Nations Security Council”, JCS1776/54, 24 July, 1950, Encl, “Draft Memorandum for the Secretary of Defense”, pp.231-232; 国学資料院『合同参謀本部記録』18(ソウル:国学資料院、2000)、pp.187-188参照。

<sup>43)</sup> Report by the joint Strategic Plans Committee to the JCS, “Instructions to General MacArthur Concerning Situation in Korea and Formosa”, 11 July, 1950, JCS1776/29, Encl.p.142: 国学資料院『合同参謀本部記録』18(ソウル:国学資料院、2000)、p.59。

<sup>44)</sup> (U) Msg, CSGPO WAR 85743 to CINCFE, 12 July 1950; James F. Schnabel, Robert J. Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff, The Joint Chief of Staff and National Policy Vol. III The Korean War Part I* (Historical Division Joint Secretariat joint Chiefs of Staff, 1978)/国防部戦史編纂委員会『米国合同参謀本部史 韓国戦争(上)』(国防部戦史編纂委員会、1990)、pp.111-112。

<sup>45)</sup> 国連軍司令部一般命令1号は次のとおりである。1. 1950年7月7日の国連安保理決議によってアメリカ大統領は大韓民国を支援する軍事力量の最高司令官を指定した。これに準じて、総司令部とともに国連軍司令部が日本・東京に今日設立された。2. 就任した司令官が署名した。GHQ, UNC, General Order No. 1, 25 July 1950, in U. S. Congress, Senate, Committee on Appropriations, “Testimony of Secretary of Defense Johnson”, *Hearings Before the Committee on Armed Services and the Committee on Foreign Relations, U. S. Senate, 82nd Congress, First Session, to Conduct an Inquiry into the Military Situation in the Far East and the Facts Surrounding the Relief of General of the Army Douglas MacArthur from His Assignments in that Area, (Douglas MacArthur Hearings)* Part V (Washington. D.C.: Government Printing Office, 1951), p3382; For East Command Communiqué Number 135; U.N. document S/1629; Rosalyn Higgins, *United Nations Peace Keeping, 1946-1967, Documents and Commentary II, Asia*(London: Oxford University Press, 1970),p.195.

## 2. 国連旗

1947年に採択された「国際連合旗規定」(朝鮮語原稿では国連旗法)には、軍事作戦で旗の使用を認可する特別条項を含んでいなかった。<sup>46)</sup>たとえ安保理の勧告に基づいて遂行される作戦であっても、安保理が勧告した当時の国連旗規定に従わなくてはならない。しかし国連の事務総長は、7月7日の安保理決議後、20余日も経た7月28日、「旗は国連の該当機構によって効果的に権限が明示された軍事作戦に対してのみ使用されること」と明記された「軍事作戦における旗の使用」という題の6条が含まれた新しい国連旗規定を発表した。<sup>47)</sup>しかし、旗の規定が公式的に修正されたのは1952年である。したがって安保理が勧告した軍事作戦において国連の旗の使用を許可した7月7日の安保理決議5項は事後立法、遡及立法であった。<sup>48)</sup>すなわち不法である。

## 3. 報告書

国連に提出する報告書は、安保理決議に先立って実行されたアメリカの軍事行動を事後的に合理化する目的をもった。7月25日に統合軍司令部を国連軍司令部という名で設置する時まで、国連に提出した1次報告書における公式名称は「統合軍司令部」であった。しかし8月17日付の2次報告書では重要な変化がおきた。

国連軍司令部のもとでとられた措置手続きの適切な報告書を安保理に提供することをアメリカに求めている1950年7月7日の安保理決議案6条に対し言及することを光栄に思う。<sup>49)</sup>

1次報告書では正確に明記されていた統合軍司令部という名称が、2次報告書では国連軍司令部とこっそり変えられて

---

<sup>46)</sup> そのような場合の旗の使用は4条2項に含まれている。「旗は、軍事参謀委員会や委員会、または国連のための必要性は認められるが、この法が包括しえないある環境において、国連によって設立された他の団体のように国連のために活動するある一定の単位によっても使用することができる」。

<sup>47)</sup> U.N. *The United Nations Flag Code and Regulations*(ST/SGB/132), (U.N.: 1 January 1967), pp. 1-2; Hans Kelsen, *The Law of the United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems*(New York: Frederick A. Praeger, 1950), p. 939再引用。

<sup>48)</sup> Hans Kelsen. *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p. 939参照。

<sup>49)</sup> これら報告書は、JSC2155/-総書(省間協力を指示したコリンズ將軍の覚書とともに)として合参の「公式文書」で発行されており、合参の書類綴CCS319.1(7-19-50)から見て取れる。その手続きについては次を参照。(S)Memo, ACS G-3 to CSA, "Report to the United Nations Command Operations in Korea", 28 August, 1950, Army File, G-3 091 Korea(1950) case 58/15; Text of Reports Nos. 2-16, extending through 28 Fed, 1951, *Military Situation in the Far East*, pt 5, pp.3389-3462; According to (U) Record of JCS Actions Relative to Korea, p.45; the Joint Chiefs of Staff on 3 October, 1950 formalized General Collins' responsibility for handling the reports, No other evidence of such action has been found. JCS 2155/2, 2153/3, and 2155/4, in CCS 319.1(7-19-50) sec1. 上に描かれた手続きは10月3日前によく使われたことをみせてくれる。

いる。また統合軍司令部の前にアメリカ政府の所属を意味する単語 ( USG ) も消えた。誰が見てもアメリカではない国連の司令部と感ずるこの報告書が公式文書に指定されてから、アメリカは統合軍司令部を国連軍司令部に公式変更することに成功した。<sup>50)</sup> 2次報告書以来アメリカは、便宜上、統合軍司令部と国連軍司令部の名称のどちらをも使用している。

例えば、アメリカの国連代表は、安保理議長に送った1980年4月29日付の書簡のなかで「1950年7月7日の国連安保理決議84号によって設立された**統合軍司令部**に代わって、私は**国連軍司令部**の報告を提出する光栄を」と記し、統合軍司令部と国連軍司令部が互いに異なる二つの機構のように錯覚までされてしまう。16か国の参戦軍人らは今も釜山にある国連軍墓地を訪ねてくる。彼らは自分達がアメリカ傘下の軍隊ではなく、国連の軍隊で国連の大義のために戦ったのだと思っている。しかしアメリカは、アメリカの主権を強調する時は統合軍司令部という名を、国連における覇権を強調する時は国連軍司令部という名を使用して来た。国連の大義のために身を挺して戦った軍人たちにとって、これは明らかに疑わしい状況である。アメリカ統合軍司令部を任意に国連軍司令部と名付けたのは、まるでカボチャを高く売ろうと包装紙にスイカと書くようなものだ。最初、ひとびとは中身はカボチャで名前だけスイカということを知ることが、時間が過ぎるとカボチャをスイカと呼ぶことに慣れてくる。最初、ひとびとは内容は統合軍司令部であり、形式だけ国連軍司令部に過ぎないということを知らなかったわけではないが、月日が流れるほど統合軍司令部は国連軍司令部として規定事実化された。かかる意味から報告書の役割は成功的なものであった。国際政治的詐欺として。

このように国連体系の決定的形式としての法律的言語は、欺瞞と偽りを縫合する言語に転落した。その点で、朝鮮戦争は国連体系の矛盾と欠乏を余すところなくさらけだした事件であった。体系の支配者たちは誰よりも自己の体系の欠乏と矛盾をよく知っている。完璧な体系などない。「にもかかわらず」いや、「まさにそうであるため」支配者たちは体系が完璧だと強調する。そして完璧たるを信じさせるには欠乏を埋めなくてはならず、抵抗を粉砕しなくてはならない。だから権力は、例外の決定を通じて正常の亀裂を鎮圧することで矛盾を解決させるのだ。

法の解釈とその解釈を決定できる権限はすなわち権力だ。このように法の枠の中で権力の適用が成功した時、その権力は蓄積される。1950年1月から7月の間のソ連の国連安保理への不参加は、ソ連としては拒否権の行使を意図したものであったがアメリカ主導の憲章解釈によって欠席に追いやられた。憲章39条に依拠して平和の破壊とみなし、勧告は平和的解決のためのものなのにもかかわらず、軍事的措置を合理化させ、アメリカ統合軍司令部を国連軍司令部という名にかえて、今日に至るまで国連傘下の機構であるかのようにその身を隠して活動している。

しかし1969年に刊行された国連憲章の解説書には、国連軍司令部(以下、朝鮮語原稿では国連司)は国連の機構ではないことが明確化され<sup>51)</sup>、結局、1975年11月18日の国連総会で国連軍司令部の解体決議が通過された。<sup>52)</sup> この総会の演説でキッシンジャー ( H. Kissinger ) 国務長官は、76年1月1日付で国連軍司令部を解体すると約束した。しかしこれは今日まで実行されていない。1994年、ブトロス・ガーリ ( Boutros Ghali ) 事務局長は、駐国連北朝鮮大使宛てに送っ

<sup>50)</sup> Krzysztof Skubiszewski, "Use of Force by States", in *Manual of Public International Law*, ed. M. Sørensen (London: Macmillan, 1968), p. 790.

<sup>51)</sup> Leland M. Goodrich, Edvard Hambro and Anne Patricia Simons, *Charter of the United Nations-Commentary and Documents-3rd and Revised Edition*, (Columbia University Press, 1969), p/236.

<sup>52)</sup> Resolution 3390 A/B(XXX) Adopted by General Assembly on 18 November 1975.

た6月24日付の書簡のなかで「駐韓国連軍司令部は、国連安保理の傘下機関ではなく、いかなる国連機構も駐韓国連軍司令部の解体に対する責任を有していない」という立場を公式的に確認した。<sup>53)</sup> 2003年、コフィー・アナン (Kofi Annan) 国連事務総長もまた、同じ内容を再度確認した。国連代表部の韓国外交部の公務員たちも国連軍司令部が国連安保理の傘下機構ではないことを認めている。<sup>54)</sup>

にもかかわらず、国連軍司令部は依然と国連の機構のようにふるまっている。これは偶然的誤謬や錯誤ではなく、権力蓄積体系が一貫して作動している証拠である。そしてこれは過去の事柄ではなく、最近までもイラク、リビア、シリアにおいてそのまま繰り返された。米・日・韓の国連軍司令部体系は言うまでもない。

国連軍司令部の問題は、第一に、朝鮮半島で国連安保理の決議なしにいつでも戦争を起こせるという点である。1950年にすでに安保理決議を受けた状態という理由からである。これは韓国の戦争主権を否定する。第二に、北朝鮮地域に対する占領統治権をもつという点である。これは現在では憲法3条の領土主権を否定する。これは国連軍司令部が韓国の憲法を否定する最悪の反国家団体という証明に違いない。ただこの論文ではもうひとつの問題、日本の主権と関連する問題に注目してみたい。

#### 4) 駐韓国連軍司令部と日本

1950年7月1日、日本の官房長官は記者会見で「米軍の出兵が国連の警察措置である以上、一部の人は占領軍 (駐日米軍) の命令に従って戦闘行為などに従事することは当然だ」と述べた。1950年7月8日、マッカーサーは吉田茂宛てに自衛隊の前身である75,000名の国家警察予備隊創設と8,000名の海上保安庁<sup>55)</sup>の増員を許可するという要旨の「マッカーサー書簡」を送った。<sup>56)</sup> これは勧めではなく一種の命令であった<sup>57)</sup>。海上保安庁の増員や日本の掃海艇の朝鮮戦

<sup>1)</sup> 関連書簡の重要部分の原文は次のとおりである。 “It follows, accordingly, that the Security Council did not establish the Unified Command as a subsidiary organ under its control, but merely recommended the creation of such a command, specifying that it be under does not fall within the responsibility of any United Nations organ but is a matter within the competence of the government of the United States.”

<sup>2)</sup> これに関してはキム・ドゥヨン外交交通商部国際法規課長の論文がある (キム・ドゥヨン「国連司令部問題に関する法的検討」(駐国際連合代表部、1995)参照)。

<sup>3)</sup> 海上保安庁は1946年初、米・日海軍関係者の共同努力によって設置されたが、事実、海岸警察とは別の機構として発足した。また外観上は海上における治安業務を主に担うようであるが、本質的には、日本の漁船を外国の脅威から保護、機雷除去、北海道を中心とした対ソ海上情報収集などといった対外的かつ軍事的な性格が強かった。事実上発足当時から中央集権的な機構であったし、組織・訓練され、制服を着用した武装部隊であったが、その後、海上自衛隊の発展のための訓練の中核部隊となった。このように日本海軍の再軍備は1947年にすでに始まったのである。(James E. Auer, *The Postwar Rearmament of Japanese Maritime Forces: 1945~1971*/妹尾作太郎訳『日本海軍史(上)』(東京:時事通信社、1972)、p. 114参照; 鄭光河『日本防衛政策の理想と現実』(ソウル:慶南大学校極東問題研究所、1989)、p. 131再引用)。

<sup>4)</sup> 未川博『資料戦後二十年史3 法律』(日本評論社、1970)、p. 56; Frank Kowalski Jr., *An Inoffensive Rearmament*/勝山金次郎訳『日本再軍備』(サイマル出版会、1969)、p. 28; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル:慶南大学校極東問題研究所、1989)、p. 118。

争参戦に対するマッカーサーの指令は、海上保安庁を海岸警備任務から脱して海外出兵まで行う軍事機構に変えてしまった。1950年10月初め、マッカーサーの朝鮮戦争参戦要請は吉田を困らせた。その要求に応じれば平和憲法に抵触し、拒否すれば具体化されはじめた講和ならび日米安保条約の推進に悪影響を及ぼし得るからであった。彼が熟考の末、下した決断は明快なものであった。「分かった。送ろう。国連軍に協力することは日本政府の方針である。ただ掃海隊の派遣とその行動については一切の秘密にするように」。<sup>58)</sup> 1951年9月には吉田-アチソン交換公文を通じて朝鮮半島における国連行動に参加する軍隊に対し、施設及び役務を提供することを合意、それに基づき6つの基地を国連軍司令部が自由に使用できるようにした。これらの基地は、日米安保条約にしばられ、作戦出動時に事前協議が必要なその他の駐日米軍基地とは異なり、事実上自由使用が保障された。

1954年2月19日、国連軍司令部と日本間の行政協定 (UN SOFA) が結ばれた。これによって日本は、キャンプ横田、キャンプ横須賀、キャンプ佐世保などの4か所を国連軍司令部の基地として米軍に提供した。1957年4月初め、アメリカ国防省は東アジア地域の軍事体系を大きく改編しはじめた。まず東京の極東軍司令部を解体し、ハワイに太平洋地区司令部を設置、7月には東京の国連軍司令部がソウルに移った。

それにしたがって、キャンプ座間に国連軍司令部の後方基地司令部 (UNC-Rear) を配置した。1957年7月1日、府中航空基地に日本と韓国の国連軍を支援する第5空軍の本部を置いたため、国連軍司令部の後方基地に追加されたのである。それとともに1957年7月、アメリカ空軍作戦基地であった立川空軍基地が国連軍司令部基地に指定された。同じ時期、キャンプドレイクが韓国を支援する国連軍司令部部隊のための野戦病院と待機部隊に使用され、国連軍司令部基地に指定された。しかし1967年、キャンプドレイクが日本政府に返還されると、1977年8月、国連合同委員会を通じて日本政府に立川空軍基地とキャンプドレイクはこれ以上必要ないと伝えられた。その年の10月1日、日本は国連軍司令部に対する保障リストから二つの基地を削除した。<sup>59)</sup> 1974年11月に第5空軍司令部が横田空軍基地に再配置され、1975年7月31日に府中の航空基地も日本政府に返還された。1975年12月に国連軍司令部を指揮するこの [第5空軍] 司令部は、日本政府に対し、府中の航空基地はこれ以上、日本と韓国の国連軍を支援する需要が存在しないため、1976年初めまで保障された国連軍司令部に対する使用を撤回することを表明した。日本政府は、国連合同委員会を通じてこの事実を知ることになった。<sup>60)</sup> いずれにせよ、1976年2月1日、府中航空基地もリストから削除された。にもかかわらず1977年末、日本と沖縄の7か所の基地が国連軍司令部加盟国の制限ない使用を保障する施設として維持された。<sup>61)</sup> そうしたのち、米軍基地再編のため国連軍司令部の後方基地司令部は2007年11月2日にキャンプ座間からキャンプ横田に移転し、

<sup>58)</sup> 西修『国の防衛と法』(学陽書房、1975)、p. 101; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル:慶南大学校極東問題研究所、1989)、p. 118。

<sup>59)</sup> 読売新聞社戦後史班編『再軍備の軌跡』(読売新聞社、1981)、p. 178; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル:慶南大学校極東問題研究所、1989)、p. 132。当時の死亡者は1978年秋になってようやく戦没者叙勲をうけた。

<sup>60)</sup> GOJ ltr to UN Joint Board, UNJ-130-HA, 29 Sep 77, Subj: Termination of UNC Facilities; Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, *1977 Annual Historical Report*, p. 32.

<sup>61)</sup> UNC/USFR/EUSA Disposition Form, 20 Dec 75, Subj: UNC Status of Fuchu Air Station, Japan; Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, *1975 Annual Historical Report* (RCS CINCPAC 5000.4), (UNC/USFK/EUSA, 17 June 1976), p. 17.

<sup>62)</sup> Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, *1975 Annual Historical Report*, p. 32.

現在に至っている。<sup>62)</sup> 現在、国連軍司令部の後方基地は、既存の7か所に厚木基地をふくめ合わせて8か所である。すなわち、横田空軍基地、横須賀海軍基地、キャンプ座間、厚木海軍航空基地、佐世保海軍基地、嘉手納空軍基地、普天間海兵隊航空基地、ホワイトビーチ海兵隊基地が、国連軍司令部の基地に指定された米軍基地である。<sup>63)</sup> これら基地は、1954年の国連軍司令部行政協定に署名した国連軍司令部加盟国による制限のない使用が保証された。しかしこれを使用しているのは米軍のみである。加盟国中、残っている軍隊はアメリカ以外にはない。

国連軍司令部に参加した加盟国は国連にいかなる通告もなく兵力を撤収した。オーストラリアは1953年7月に、ニュージーランドは1953年10月に、フィリピンと南アフリカは1953年10月と11月に、フランスは1953年10月23日に、コロンビアは1954年10月に、エチオピアは1954年12月に、ルクセンブルクは1954年12月30日に、ギリシャは1955年7月13日に、オランダは1956年3月に、カナダは1956年4月に、ベルギーは1956年に、トルコは1956年7月に、イギリスは1957年7月に撤収した。<sup>64)</sup> 1975年を基準にすれば、当時の国連軍司令部の後方基地司令部は、一人の米軍司令部参謀と国連軍司令部加盟国から派遣された8名の連絡団、横田空軍基地に配置されたタイ空軍派遣隊で構成されているだけであった。しかし結局タイも1976年7月26日に撤収<sup>65)</sup> することで米軍だけが残ることになった。<sup>66)</sup> 大半の米軍将校たちも国連軍司令部の存在自体を知らなかったり、たとえ知っていたとしても形式上の機関とだけ考えていた。しかし韓国で国連軍司令部を強化しようとする動きが持続的に展開されてきたこと、日本の7か所あった国連軍司令部の後方基地が厚木基地まで含め8つに増えたことを、どのように説明できるのだろうか。

サンフランシスコ平和条約とともに締結された日米安保条約と吉田—アチソン交換公文はすべて「国連のために」服するという共通の目的を闡明した。アメリカは、平和条約と安保条約、交換公文の締結に先立って、朝鮮戦争に日本の軍隊を派遣している。サンフランシスコ体制が、朝鮮戦争中に朝鮮の状況と緊密な関係を結びながら成立されたものであることに注目しなくてはならない。朝鮮戦争は国連の名を僭称し行われた最初の戦争であり、サンフランシスコ体制もまた国連体系の下位概念に位置づけられた。ソウルの龍山基地にいる駐韓米軍司令官兼国連軍司令官が、国連軍司令官として作戦統制権を行使すれば、駐韓米軍と韓国軍はもちろん駐日米軍、時として自衛隊までその指揮下に入る。国連軍司令官の作戦統制範囲は、韓国の非武装地帯から沖縄までである。国連軍司令官職を利用すれば国連安保理決議が

<sup>1)</sup> Ministry of Foreign Affairs of Japan(MOFA) Press Release, October 26, 2007; Osakabe Yasuo, “UNC celebrates the 67th Anniversary of the United Nations in Japan” Yokota Air Base>News>2012.11.28. <http://www.yokota.af.mil/news/story.asp?id=123327915>.

<sup>2)</sup> Ministry of Foreign Affairs of Japan(MOFA) Press Release; Charles M. Perry and Toshi Yoshihara, *The U.S.-Japan Alliance: Preparing for Korean Reconciliation and Beyond*, (The Institute for Foreign Policy Analysis, 2003), pp. 4, 7~8.

<sup>3)</sup> Pak Chol Gu, “REPLACEMENT OF THE KOREAN ARMISTICE AGREEMENT: PREREQUISITE TO A LASTING PEACE IN THE KOREAN PENINSULA” [http://oldsite.nautilus.org/fora/security/4a\\_DPRKonKA.html#sect3](http://oldsite.nautilus.org/fora/security/4a_DPRKonKA.html#sect3).

<sup>4)</sup> Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, *1977 Annual Historical Report*, p. 31. タイ軍撤収過程については次を参照。From Department of State to Australia Canberra, WITHDRAWAL OF THAI UNC AVIATION DETACHMENT FROM JAPAN, Bureau of East Asian and Pacific Affairs, 1976 April 16; [http://www.wikileaks.org/plusd/cables/1976STATE092435\\_b.html](http://www.wikileaks.org/plusd/cables/1976STATE092435_b.html).

<sup>5)</sup> 李時雨『済州・沖縄 平和紀行』(ソウル:マル、2014)、pp. 588 - 591.

なくとも今すぐ北朝鮮との戦争に突入することができるため、日本国憲法9条は簡単に無視される。なぜなら、日本が戦争を行うのではなく、国連軍の活動を支援するという名目になるからである。

しかし吉田-アチソン交換公文の大前提である朝鮮半島での軍事作戦は「国連の活動」ではないし、国連の軍隊という意味での「国連軍司令部」は存在すらしないのだ。それは国連の活動ではなく加盟国の活動であるだけで、国連軍司令部ではないアメリカ統合軍司令部であるのみである。したがって、吉田-アチソン交換公文は平和条約で合意された国連活動の支援義務と一致しない。またすでに占領期になされた掃海隊などの国連軍活動は、事後立法禁止原則により不法であり、日本は56年の国連加入以前まで国連加盟国としての義務もまたなかった。ゆえに、国連軍司令部が解体される前にも、いや国連軍司令部を解体させるためにも吉田-アチソン交換公文は廃棄されなくてはならない。

#### (4) 結論に代えて

アルビン・トフラー (Alvin Toffler) は次のように述べている。「我々は、戦争を悩まない。しかし戦争は我々を悩ませます」。この言葉は、一世紀前のキェルケゴール (Søren Kierkegaard) の次の文章を連想させる。「情熱なくうわべだけで一般的なものを思惟するならば、決して危機を感知することはできない。これに対して、例外は一般的なものを熱い情熱で思惟する」。<sup>67)</sup> 正常状態を維持する法秩序は、例外状態を決定する主権問題に悩まない。しかし主権者と覇権国は、国内外で例外状態を決定するために渾身の努力を傾ける。大多数の民衆が主権問題を自覚し、おのずから例外状況に苦悶する瞬間から、民衆主権は始まる。法と権力の敵対と矛盾は、主体の実践を通じてのみ解消される。朝鮮半島の平和協定が締結されることで国連軍司令部が同時に解体されるという道もあるが、その前であっても国連司令部の解体は可能だ。<sup>68)</sup> 国連軍司令部問題は米・日・韓の民衆連帯を要請する。国連軍司令部という共通議題は、主権の壁で断絶された民衆たちが連帯できる(壁の)亀裂を提供する。3国の民衆、ひいては16か国の参戦国の民衆たちは、国連体系がつくった虚像なる国連軍司令部の解体過程を通じて、国連体系自体の矛盾と亀裂に出会うだろう。例外から日常となってしまった国連体系を批判することは、その日常をまた例外に転覆させることである。連帯した民衆たちがその転覆を決定するならば、まさにその者が「例外を決定する者」だ。

<sup>67)</sup> Søren Kierkegaard, *Gjentagelsen: Et Forsøg I den eksperimenterende Psychologi*, (Kjøbenhavn: Faaes hos C. A. Reitzel, 1843) 初版は、匿名の作家コンスタンティン・コンスタンティウス (Constantin Constantius) の名前で出版された。; Carl Schmitt, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2版, (Berlin: Duncker & Humblot, 1934)/キム・ハン訳『政治神学：主権論に関する四つの章』(ソウル：GB、2010)、p. 28。

<sup>68)</sup> 国連軍司令部の解体に安保理が介入する法的、現実的理由はない。また言えば、国連軍司令部の解体は、韓米間で合意しこれを参戦国に通報、同意を求めた後、「駐韓国連軍司令部の最終報告書」を安保理文書として回覧すればそれで終結されると言える。結局、国連軍司令部の解体の要諦は、韓米間の合意にあるとみることができる (オ・ユンギョン他『21世紀現代国際法秩序』(ソウル：パクヨン社、2001)、p. 710参照)。